

農業経営基盤の強化の 促進に関する基本構想

平成 18 年 8 月

(平成 21 年 2 月 27 日変更)

(平成 22 年 6 月 2 日変更)

(平成 26 年 9 月 30 日変更)

(令和 5 年 9 月 29 日変更)

鴨 川 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
1	農業経営基盤の強化の基本的な推進方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標	1
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	2
4	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	2
5	農業生産の基本的な誘導方策	3
6	多様な人材による地域づくり及び都市と農村の交流	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
	水稲専業（部分作業受託）	6
	施設野菜（観光イチゴ）	7
	施設花き（バラ）＋水稲	8
	施設花き専業（テッポウユリ等）	9
	果樹（温州みかん、レモン等）	10
	果樹（ブルーベリー）	11
	酪農専業	12
	酪農＋水稲	13
	酪農＋和牛繁殖	14
	和牛繁殖	15
	水稲＋露地野菜（営農組合）	16
	水稲＋露地野菜（営農組合）	17
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 指標	
	施設野菜（半促成トマト、抑制トマト）	19
	露地野菜（れんこん、春えだまめ）	20
	施設花き（ストック、ヒマワリ）	21
	果樹（温州みかん、レモン等）	22
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事 項	
1	農業を担う者の確保及び育成に考え方	23
2	市が主体的に行う取組み	23
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	23
4	就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提 供	24
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目 標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目 標	25
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	25

第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	27
2	利用権設定等促進事業に関する事項	28
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	32
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	35
第6	その他	35
別紙1	(第5の2の(1)⑥関係)	36
別紙2	(第5の2の(2)関係)	37

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤の強化の基本的な推進方向

鴨川市は、千葉県南東部に位置し、東は勝浦市に、西は南房総市及び鋸南町に、また北は大多喜町、君津市及び富津市の合計4市2町村に隣接し、南東は太平洋にひらけた観光農漁村地帯で、南房総国定公園の区域内にある。地域の面積は191.14K m²で地形は上総丘陵及び清澄山系、また嶺岡山系の山間地及び丘陵地が大部分を占め平坦地が少ない。

気候的には、南東部が太平洋に面しているため黒潮の影響を強く受けている。このため冬季が6℃前後、夏季が26℃前後と年間を通じての温度差は少なく亜熱帯気候特性を有している。

本市の農業は、古くから基幹的な産業として位置付けられており、恵まれた気候風土の下に稲作、畜産、花きを中心に営々と築かれ、農家のたゆみない努力により地域経済の発展に大きく寄与してきた。

特に「長狭米」、「かずさ和牛」、「鴨川七里®」、「海と太陽のレモン」など、知名度の高い農産物も多い。

また、中山間地域等直接支払制度の活用や棚田オーナー制度による都市住民との交流が、農村環境の維持・保全、耕作放棄地の解消等、中山間地域の活性化に成果を上げている。

一方、市内全域において有害鳥獣による深刻な被害が依然として問題となっており、営農意欲の低下を招いている。

農業構造の現状を見ると農家数、農業人口は年々減少し、専業農家の減少に加え兼業農家についても同様に減少している。また、若年層の新規就農者が非常に少なく、農業後継者の確保や労働力の高齢化が大きな問題となっている。

しかし、農業の担い手が減少する中、自らの努力により経営規模を拡大したり、先進的な技術と経営によって地域の農業をリードしている中核農家も多く存在している。

こうした意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手を支援・育成し、農用地の利用集積を進め、担い手が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させていくことが、農業生産力を維持・伸長させていく上で重要である。

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

農業をやりがいのある職業として選択し、意欲を持って取り組んでいくためには、地域における他産業と比較して遜色ない労働条件と収入を得られることが必要である。

そこで、現に市内各地域で展開されている経営事例を踏まえ、他産業並みの年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）を維持しつつ、他産業従事者並みの生涯所得を可能とする年間農業所得（主たる従事者1人当たり520万円程度）を実現し得る農業経営を行う者を「効率的かつ安定的な農業経営体」として位置付け、その確保・育成に努める。

年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,800～2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人当たり 520万円程度

(1) 個別経営体の育成

家族労働力を中心に、機械・施設の導入による省力化を推進し、必要に応じて雇用労働力を入れ、主たる従事者1人当たり520万円以上の年間農業所得を得ることのできる経営体の育成を目指す。

(2) 集落営農組織の育成及び法人化等への誘導

地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家を核に、兼業農家等を構成員とした自主的な組織化を促し、集落営農組織として育成する。

これら組織のうち体制が整ったものについては、特定農業団体化・法人化に向けて支援する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

近年の新規就農者は、新規学卒の農家子弟ばかりでなく、他産業に従事した後に就農する農家子弟や非農家からの新規参入者が増加するなど多様化している。

就農形態も自家農業の継承だけでなく、新たな部門を起こす場合、新たに農地等を確保して就農する場合又は農業法人等へ就業する等、同様に多様化している。

このような状況及び本市の新規就農者数が年間2人前後であることを踏まえ、農業の持続的な発展に向け、新規就農者数を年間5人確保することを目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標

本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり270万円程度）を目標とする。

年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,800～2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人当たり 270万円程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については安房農業事務所や安房農業協同組合、各生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

(1) 優良農地を確保するための基本的な方向

優良農地の保全確保は、本市農業の維持・発展を図るために必要不可欠である。

このため、優良農地を集団的に保全するという理念の下、農業経営体が意欲をもって農業に取り組めるよう、無秩序な土地利用を防止するとともに、地域の実情に応じた農業上保全すべき農地の区域を明確にし、優良農地の確保を図る。

(2) 土地基盤整備の基本的な方向

本市は、農業者の高齢化や過疎化が進んでいる地域が多く、地域社会の維持・活性化のためにも、農業・農村の基盤整備を総合的に推進する必要がある。

このため、集団的な水田の整備に当たっては、農作業の省力化、農地の高度利用を

目的に、効率的かつ安定的な農業経営体に農地の利用集積を図るため、土地利用型農業を中心とした土地基盤整備事業を展開する必要がある。

また、地理的条件に応じて、花き・果樹などの労働集約的高付加価値作物の生産が可能となるよう広域農道等の交通網の整備に併せて、基幹農道網・集落道の整備を進め、農産物輸送の合理化や農村生活の利便性の向上を図る。

5 農業生産の基本的な誘導方策

(1) 水稲部門

本市の耕地面積 2,160ha のうち水田面積が 1,820ha と、水田率は 84.3%となっている。温暖な気候に恵まれた県下有数の早場米産地であり、稲作に適した土壌条件等により良質米産地が形成され、収穫された米は「長狭米」の名で好評を得ている。

基盤整備実施済みの地区では、担い手への農地の利用集積が進みつつあり、経営規模拡大による営農体制の確立が図られる一方で、未整備地区においては、集落営農組織の活用等による農地の維持管理が課題となっている。

主食用米の作付面積は年々減少傾向にあるが、人口減等による国内需要の減少を踏まえ、主食用米が生産過剰とならないよう、今後も需要に応じた生産を進める必要がある。

また、新規需要米である飼料用米及びWCS用稲の作付面積は近年増加傾向にあり、需給バランスの維持と米価の安定のため、今後も生産拡大を図る。

(2) 園芸部門

本市の園芸作物は、温暖な気候条件を活かし、トマト、ブロッコリー、きゅうり、ネギ、れんこん、食用ナバナ等、年間を通じて多品目が生産されているものの、生産量が少量であるため市場における価格形成の主導権を握れる状況にはなく、この現状が継続すると考えられる。

一方、在来の枝豆「鴨川七里®」や、ちばエコ農産物の「海と太陽のレモン」等、特色ある生産も展開されており、消費者や市場から一定の評価を得ている。

今後は、先進的な技術の導入により、さらに高品質高付加価値農産物の栽培を推進するとともに、新規参入者が指導を受けながら作業補助を行う等、援農及び作業技術の伝承に向けた動きを加速させる。

(3) 畜産部門

本市の畜産は、長狭、曾呂地区を中心に行われており、経営体数の減少に加え施設更新が進まない経営体が多く、規模拡大も遅れている状況である。

また、飼料価格の急激な高騰が経営を悪化させていることから、本市の畜産業を維持していくため、稲WCS、飼料用トウモロコシ等の自給飼料生産の推進を図る必要がある。

その方策として、畜産農家、主食用米以外の作付けを検討している耕種農家及び刈取コントラクターの連携をより一層強化し、ひいては地域農業の振興へ繋げることとする。

6 多様な人材による地域づくり及び都市と農村の交流

本市では、平成 11 年に開設した「鴨川市総合交流ターミナル」が、地元農産物や地場産品の販売をはじめ、地域の情報発信等、都市と農村の交流拠点として運営されてきた。さらに、平成 30 年のリニューアル後には「暮らしの役に立つ施設」としての機能も加え、生産者や地元住民と都市部住民との繋がりも生み出し、地域の課題を解決する拠点としてグレードアップしている。

また、東京から一番近い棚田として知られている「大山千枚田」をはじめとする中山間

地域に点在する棚田を活用し、都市と農村の交流を目的とした「棚田オーナー制度」が、平成 12 年から長きにわたり継続されている。

こうした取組みを通じ、本市の中山間地域を中心に定着してきた都市部住民との交流をさらに加速させ、地域に在る多様な農村資源を活用した都市部との交流人口を増加させることで、その中から新規就農者が生まれるよう支援するとともに、地域農業の振興及び活力ある地域の形成を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	水稲専業（部分作業受託）																									
経営規模	水田 7.5ha（自作地 2.5ha、借地 5ha） 作業受託 25ha（耕耘 5ha、代かき 5ha、田植 5ha、刈取り 5ha、乾燥調製 5ha） 労働力 1人（主たる従事者 1人）																									
所得及び労働時間	所得 539万円（水稲 378万円、作業受託 161万円） 労働時間 1,925時間																									
生産方式	<p><資本装備></p> <table border="0"> <tr> <td>・トラクター50ps</td> <td>1台</td> <td>・コンバイン4条</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・ロータリー</td> <td>1台</td> <td>・グレンコンテナ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・畦塗り機</td> <td>1台</td> <td>・軽トラック</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・乗用田植え機6条</td> <td>1台</td> <td>・動力散布機</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・播種機</td> <td>1台</td> <td>・草刈機</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・育苗ハウス</td> <td></td> <td>・乾燥調製施設</td> <td></td> </tr> </table> <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・稚苗移植 ・適正品種組合せ 		・トラクター50ps	1台	・コンバイン4条	1台	・ロータリー	1台	・グレンコンテナ	2台	・畦塗り機	1台	・軽トラック	2台	・乗用田植え機6条	1台	・動力散布機	1台	・播種機	1台	・草刈機	1台	・育苗ハウス		・乾燥調製施設	
・トラクター50ps	1台	・コンバイン4条	1台																							
・ロータリー	1台	・グレンコンテナ	2台																							
・畦塗り機	1台	・軽トラック	2台																							
・乗用田植え機6条	1台	・動力散布機	1台																							
・播種機	1台	・草刈機	1台																							
・育苗ハウス		・乾燥調製施設																								
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・借地及び受託の拡大 ・制度資金の活用 ・簿記記帳による経営管理 																									
算 定 の 基 礎																										
1. 品目	水稲（早生 30%、中生 20%、晩生 50%）	6. 単位面積当たりの労働時間																								
2. 規模	延べ 32.5ha	水稲 20.0時間/10a																								
3. 生産量	36,000 kg	作業受託 耕耘・代かき（2回）3.5時間/10a																								
4. 単価	水稲（直売含む） 300円/kg	田植 2.0時間/10a																								
	受託料 耕耘・代かき 16,500円/10a	刈取り・乾燥調整 3.0時間/10a																								
	田植 7,700円/10a	7. 総労働時間																								
	刈取り 20,900円/10a	1,925時間																								
	乾燥調製 22,880円/10a	8. 借入れ地面積																								
5. 所得率	水稲 35.0%	5ha																								
	作業受託 耕耘・代かき 40.0%	9. 10a 当たり地代																								
	田植 35.0%	13,000円																								
	刈取り 55.0%																									
	乾燥調製 50.0%																									

【個別経営体】

営農類型	施設野菜（観光イチゴ）	
経営規模	施設 3,000 m ² （育苗ハウス 400m ² ） 労働力 3人（主たる従事者1人、補助者2人）	
所得及び労働時間	所得 752万円 労働時間 5,786時間	
生産方式	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス ・暖房機 ・予冷库 ・トラクター ・管理機 ・直売所 ・軽トラック ・畝あげ機 ・環境モニタリング装置 <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗の省力化 ・予冷库の有効利用 ・環境モニタリング装置を活用した栽培環境向上 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営管理 ・継続安定出荷 ・直売、高品質生産によるブランド販売 ・家族経営協定の締結 	
算 定 の 基 礎		
1. 品目 イチゴ		6. 単位面積当たりの労働時間 イチゴ 2,225時間/10a
2. 規模 イチゴ 2,600 m ²		7. 総労働時間 5,785時間（本人2,400時間）
3. 生産量 イチゴ 9,100 kg		8. 補助者の労働時間 3,385時間
4. 単価 イチゴ 1,800円/人		
5. 所得率 イチゴ 46%		

【個別経営体】

営農類型	施設花き（バラ）＋水稲	
経営規模	施設 6,000 m ² 水田 1.5ha（作業委託） 労働力 7人（主たる従事者1人、補助者3人、雇用3人）	
所得及び労働時間	所得 748万円（バラ720万円、水稲28万円） 労働時間 2,000時間	
生産方式	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質フィルムハウス（2重カーテン） ・液肥混入装置 ・予冷庫 ・軽トラック <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌溶液分析に基づく施肥管理 ・消費動向を加味した品種の採用 ・耐病性品種の採用 ・赤色ネットを利用した害虫対策技術 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・管理日誌の記帳と活用 ・簿記記帳による経営管理 ・雇用労働力の活用 ・家族経営協定の締結 	
算 定 の 基 礎		
1. 品目 バラ＋水稲	7. 総労働時間 11,010時間（本人2,000時間）	
2. 規模 バラ 6,000 m ² 水稲 1.5ha	8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 4,800時間 雇用者 4,210時間	
3. 生産量 バラ 400,000本 水稲 8,100kg	9. 1時間当たりの雇用労賃 1,100円	
4. 単価 バラ 90円／本 水稲 183円／kg		
5. 所得率 バラ 20% 水稲 19%		
6. 単位面積当たりの労働時間 バラ 1,800時間／10a 水稲 14時間／10a		

【個別経営体】

営農類型	施設花き專業（テッポウユリ等）	
経営規模	施設 2,660 m ² 労働力 3人（主たる従事者1人、補助者1人、雇用1人）	
所得及び労働時間	所得 597万円 労働時間 1,800時間	
生産方式	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス ・軽トラック ・予冷库 ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・トラクター ・作業場 ・自動灌水装置 ・管理機 <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性の高い品種の採用 ・消費動向を加味した品種の採用 ・採花本数の増加 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・管理日誌の記帳と活用 ・簿記記帳による経理管理 ・家族経営協定の締結 	
算 定 の 基 礎		
1. 品目		5. 所得率
テッポウユリ		テッポウユリ 28.0%
オリエンタルユリ		オリエンタルユリ 20.0%
LAユリ		LAユリ 12.8%
2. 規模		6. 単位面積当たりの労働時間
テッポウユリ 2,000 m ²		テッポウユリ 1,500時間/10a
オリエンタルユリ 400 m ²		その他ユリ類 420時間/10a
LAユリ 330 m ²		7. 総労働時間
3. 生産量		3,300時間（本人1,800時間）
テッポウユリ 130,000本		8. 補助者、雇用者の労働時間
オリエンタルユリ 6,000本		補助者 1,200時間
LAユリ 12,000本		雇用者 300時間
4. 単価		9. 1時間当たりの雇用労賃
テッポウユリ 150円/本		1,100円
オリエンタルユリ 300円/本		
LAユリ 100円/本		

【個別経営体】

営農類型	果樹（温州みかん、レモン等）	
経営規模	露地 150a 労働力 5人（主たる従事者1人、補助者2人、雇用3人）	
所得及び労働時間	所得 597万円 労働時間 1,300時間	
生産方式	<資本装備> ・軽トラック ・動力噴霧器 ・草刈機 <技術内容> ・優良品種への計画更新 ・品種構成の工夫による収穫期間の延長 ・省力的な栽培技術の導入 ・作業の効率化 ・栽培環境向上 ・コントラクター事業の導入	
経営管理の方法	・パソコンによる経営管理 ・観光果樹園方式の導入 ・直売・宅配等流通の改善 ・家族経営協定の締結	
算 定 の 基 礎		
1. 品目 かんきつ （温州みかん、レモン等）	2. 規模 かんきつ 150a	3. 生産量 かんきつ 28,500 kg
4. 単価 かんきつ 344円/kg	5. 所得率 かんきつ 60.9%	6. 単位面積当たりの労働時間 247時間/10a
		7. 総労働時間 3,700時間（本人1,300時間）
		8. 補助者の労働時間 2,400時間
		9. 1時間当たりの雇用労賃 1,100円

【個別経営体】

営農類型	果樹（ブルーベリー）	
経営規模	露地 120a 労働力 5人（主たる従事者1人、補助者2人、雇用2人）	
所得及び労働時間	所得 580万円 労働時間 1,540時間	
生産方式	<資本装備> ・軽トラック ・動力噴霧器 ・防鳥網 ・草刈機 ・水上ポンプ <技術内容> ・優良品種への計画更新 ・作業の効率化 ・品種構成の工夫による収穫期間の延長 ・栽培環境向上	
経営管理の方法	・パソコンによる経営管理 ・観光果樹園方式の導入 ・直売・宅配等流通の改善 ・家族経営協定の締結	
算 定 の 基 礎		
1. 品目 ブルーベリー		6. 単位面積当たりの労働時間 378時間/10a
2. 規模 ブルーベリー 120a		7. 総労働時間 4,530時間（本人1,540時間）
3. 生産量 ブルーベリー 7,200kg		8. 補助者の労働時間 2,990時間
4. 単価 ブルーベリー 2,859円/kg		9. 1時間当たりの雇用労賃 1,100円
5. 所得率 ブルーベリー 28.2%		

【個別経営体】

営農類型	酪農専業	
経営規模	経産牛 40頭 飼料畑 3ha 労働力 3人（主たる従事者1人、補助者1人、雇用1人）	
所得及び労働時間	所得 550万円 労働時間 2,000時間	
生産方式	<資本装備> ・牛舎（含機械装備） ・尿溜槽 ・フロントローダー ・育成舎 ・飼料攪拌機 ・コーンハーベスター ・飼料倉庫 ・トラクター ・播種機 ・農機具舎 ・ダンプ ・堆肥舎 ・バキューム <技術内容> ・繋ぎ飼い（タイストール）方式 ・混合給餌 ・優良牛群の選抜 ・自給飼料の生産、稲WC Sの利用	
経営管理の方法	・雇用労働の活用による農休日の確保 ・簿記記帳による経営管理 ・家族経営協定の締結	
算 定 の 基 礎		
1. 品目 酪農	7. 総労働時間	5,160時間（本人2,000時間）
2. 規模 経産牛 40頭 飼料畑 3ha	8. 補助者、雇用者の労働時間	補助者 2,000時間 雇用者 1,160時間
3. 生産量 経産牛年間乳量 376,000kg (9,400kg/頭)	9. 1時間当たりの雇用労賃	1,100円
4. 単価 120円/kg		
5. 所得率 12.2%		
6. 単位当たりの労働時間 129時間/頭		

【個別経営体】

営農類型	酪農＋水稲	
経営規模	経産牛 37頭 水田 1ha（作業委託）、飼料畑 3ha 労働力 3人（主たる従事者1人、補助者1人、雇用1人）	
所得及び労働時間	所得 526万円（酪農508万円、水稲18万円） 労働時間 2,000時間	
生産方式	<資本装備> ・牛舎（含機械装備） ・尿溜槽 ・フロントローダー ・育成舎 ・飼料攪拌機 ・ロールベアラー ・飼料倉庫 ・トラクター ・播種機 ・農機具舎 ・ダンプ ・堆肥舎 ・バキューム ・動力噴霧機 <技術内容> ・繋ぎ飼い（タイストール）方式 ・混合給餌 ・優良牛群の選抜 ・育苗センター及びライスセンターの利用	
経営管理の方法	・雇用労働の活用による農休日の確保 ・簿記記帳による経営管理 ・家族経営協定の締結	
算 定 の 基 礎		
1. 品目	酪農＋水稲	6. 単位当たりの労働時間
2. 規模	経産牛 37頭 水稲 1ha 飼料畑 3ha	酪農 129時間／頭 水稲 14時間／10a
3. 生産量	経産牛年間乳量 347,800kg (9,400kg／頭) 水稲 5,250kg	7. 総労働時間
4. 単価	生乳 120円／kg 水稲 183円／kg	4,913時間（本人2,000時間）
5. 所得率	生乳 12.2% 水稲 19.0%	酪農 4,773時間 水稲 140時間
		8. 補助者、雇用者の労働時間
		補助者 2,000時間 雇用者 913時間
		9. 1時間当たりの雇用労賃
		1,100円

【個別経営体】

営農類型	酪農＋和牛繁殖	
経営規模	経産牛（乳牛） 30 頭 和牛繁殖雌牛 10 頭 飼料畑 3ha 労働力 3人（主たる従事者1人、補助者1人、雇用1人）	
所得及び労働時間	所得 627万円（酪農412万円、和牛繁殖215万円） 労働時間 2,000時間	
生産方式	<資本装備> ・牛舎（含機械装備） ・尿溜槽 ・フロントローダー ・育成舎 ・飼料攪拌機 ・飼料倉庫 ・トラクター ・播種機 ・農機具舎 ・ダンプ ・コーンハーベスター ・堆肥舎 ・バキューム ・動力噴霧機 <技術内容> ・繋ぎ飼い（タイストール）方式 ・混合給餌 ・和牛受精卵移植 ・優良牛群の選抜 ・自給飼料の生産、稲WCSの利用	
経営管理の方法	・雇用労働の活用による農休日の確保 ・簿記記帳による経営管理 ・家族経営協定の締結	
算 定 の 基 礎		
1. 品目	酪農＋和牛繁殖	6. 単位当たりの労働時間
2. 規模	経産牛（乳牛） 30 頭 和牛繁殖雌牛 10 頭 飼料畑 3ha	酪農 129時間／頭 和牛繁殖 73時間／頭
3. 生産量	経産牛年間乳量 282,000kg (9,400kg／頭) 和牛子牛 10 頭	7. 総労働時間 4,600時間（本人2,000時間） 酪農 3,870時間 和牛繁殖 730時間
4. 単価	生乳 120円／kg 和牛子牛 630,000円／頭	8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 2,000時間 雇用者 600時間
5. 所得率	酪農 12.2% 和牛繁殖 38.0%	9. 1時間当たりの雇用労賃 1,100円

【個別経営体】

営農類型	和牛繁殖	
経営規模	和牛繁殖雌牛 25 頭 放牧地 2ha 労働力 1人（主たる従事者1人）	
所得及び労働時間	所得 526 万円 労働時間 1,825 時間	
生産方式	<資本装備> ・牛舎（含機械装備） ・動力噴霧機 ・フロントローダー ・育成舎 ・飼料倉庫 ・トラクター ・農機具舎 ・ダンプ ・堆肥舎 <技術内容> ・繋ぎ飼い（タイストール）方式 ・分離給餌 ・優良牛群の選抜 ・放牧、稲WCSの利用	
経営管理の方法	・雇用労働の活用による農休日の確保 ・簿記記帳による経営管理	
算 定 の 基 礎		
1. 品目 和牛繁殖	6. 単位当たりの労働時間 和牛繁殖雌牛 73 時間／頭	
2. 規模 和牛繁殖雌牛 25 頭	7. 総労働時間 1,825 時間（本人 1,825 時間）	
3. 生産量 和牛子牛 22 頭	8. 補助者、雇用者の労働時間 なし	
4. 単価 和牛 630,000 円／頭		
5. 所得率 和牛繁殖 38%		

【組織経営体】（営農組合）

営農類型	水稲＋露地野菜（食用ナバナ、えだまめ）	
経営規模	水田 100ha、畑 2ha（借入地 102ha） 労働力 理事：5人（主たる従事者4人、常時雇用3人、臨時雇用2人）	
所得及び労働時間	所得 3,085万円 （主食用水稲1,258万円、WCS用稲1,539万円、野菜288万円） 労働時間 16,076時間	
生産方式	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター22ps、34ps、46ps、54ps 各1台 ・田植機6条 2台、10条 1台 ・コンバイン6条、5条、4条 各1台 ・回送車 1台 ・フォークリフト ・動力散布機 2台 <ul style="list-style-type: none"> ・軽トラック 2台 ・播種機 ・草刈機 4台 <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥調製施設 ・グレンコンテナ 2台 ・パイプハウス ・ブロードキャスタ <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業機械導入 ・WCS用稲の栽培 ・食用ナバナ及びえだまめ生産 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間安定借地 ・ほ場の集約化 ・省力技術の導入 ・ほ場管理システム等のスマート農業の実践 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・制度資金の活用 ・農業経営基盤強化準備金の活用 	
算 定 の 基 礎		
<p>1. 品目</p> <p>水稲（主食用米＋WCS用稲） 主食用 45ha、WCS用稲 55ha 食用ナバナ 1ha 在来えだまめ 0.6ha</p> <p>2. 生産量</p> <p>主食用米 540kg／10a WCS用稲 8ロール／10a 食用ナバナ 800kg／10a 在来えだまめ 600kg／10a</p> <p>3. 単価</p> <p>水稲 183円／kg WCS用稲 交付金 8万円／10a 食用ナバナ 500円／kg 在来えだまめ 1,200円／kg</p>	<p>4. 所得率</p> <p>水稲 28.3% 食用ナバナ 30.0% 在来えだまめ 39.0%</p> <p>5. 単位面積当たりの労働時間</p> <p>水稲 13.9時間／10a 食用ナバナ 124.0時間／10a 在来えだまめ 156.0時間／10a</p> <p>6. 雇用労賃</p> <p>常時雇用 300万円／年 臨時雇用 1,500円／時</p> <p>7. 借入れ地面積 102ha</p> <p>8. 10a当たり地代 12,000円</p> <p>※WCS用稲は作業料金を支払い、収穫物はコントラクターが引取り。</p>	

【組織経営体】（営農組合）

営農類型	水稲＋露地野菜（食用ナバナ、えだまめ）	
経営規模	水田 30ha、畑 1ha（借入地 31ha） 作業受託 10ha（収穫・乾燥調製） 労働力 理事5人（主たる従事者3人、常時雇用1人、臨時雇用1人）	
所得及び労働時間	所得 1,569万円（水稲1,362万円、野菜207万円） 労働時間 6,242時間	
生産方式	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター100ps、60ps、45ps 各1台 ・コンバイン6条 2台 ・乾燥調製施設 ・回送車 1台 ・軽トラック 2台 ・グレンコンテナ 2台 ・フォークリフト、播種機、作業場、格納庫、パイプハウス ・乗用田植え機6条 2台 ・動力散布機 1台 <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業機械導入 ・食用ナバナ及びえだまめ生産 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間安定借地 ・ほ場の集約化 ・省力技術の導入 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・制度資金の活用 	
算 定 の 基 礎		
1. 品目	水稲（主食用米＋飼料用米） 30ha 主食用米 22ha、飼料用米 8ha 水稲作業受託（収穫・乾燥調製）10ha 食用ナバナ 80a 在来えだまめ 50a	4. 所得率
2. 生産量	主食用米 540 kg／10a 飼料用米 600 kg／10a 食用ナバナ 800 kg／10a 在来えだまめ 600 kg／10a	水稲 28.3% 作業受託 刈取り 55.0% 乾燥調製 50.0% 食用ナバナ 30.0% 在来えだまめ 30.9%
3. 単価	水稲（直売含む） 260 円／kg 飼料用米 10 円／kg ※交付金 108,000 円／10a 食用ナバナ 500 円／kg 在来えだまめ 1,200 円／kg 作業受託刈取り 20,900 円／10a 乾燥調製 22,880 円／10a	5. 単位面積当たりの労働時間 水稲 13.9 時間／10a 水稲作業受託（収穫・乾燥調整）3.0 時間／10a 食用ナバナ 124.0 時間／10a 在来えだまめ 156.0 時間／10a
		6. 雇用労賃 常時雇用 300 万円／年 臨時雇用 1,100 円／時
		7. 借入れ地面積 31ha
		8. 10a 当たり地代 12,000 円

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

【個別経営体】認定新規

営農類型	施設野菜（半促成トマト、抑制トマト）	
経営規模	施設 1,500 m ² 労働力 2人（主たる従事者1人、補助者1人）	
所得及び労働時間	所得 325.5万円 労働時間 1,656時間	
生産方式	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス ・管理機 ・かん水装置 ・暖房機 ・軽トラック ・予冷库 ・トラクター ・環境モニタリング装置 <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルハナバチの導入によるホルモン処理の省力化 ・補助具利用による接木作業の省力化 ・上位等級比率の向上と安定出荷技術 ・環境モニタリング装置による栽培管理の高度化 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等による経営管理 ・高品質生産によるブランド販売 ・家族経営協定の締結 ・直売出荷による販売単価の向上及びロス率の低減 	
算 定 の 基 礎		
1. 品目 抑制トマト+半促成トマト	5. 所得率 抑制トマト 40% 半促成トマト 25%	
2. 規模 抑制トマト 1,500 m ² 半促成トマト 1,500 m ²	6. 単位面積当たりの労働時間 抑制トマト 429.8時間/10a 半促成トマト 674.3時間/10a	
3. 生産量 抑制トマト 10,500 kg 半促成トマト 18,000 kg	7. 総労働時間 1,656時間（本人1,000時間）	
4. 単価 抑制トマト 400円/kg 半促成トマト 350円/kg	8. 補助者の労働時間 656時間	

【個別経営体】認定新規

営農類型	露地野菜（れんこん、春えだまめ）	
経営規模	水田 0.6ha 畑 0.2ha 労働力 3人（主たる従事者1人、補助者1人、雇用1人）	
所得及び労働時間	所得 310万円（れんこん240万円、えだまめ70万円） 労働時間 2,088時間	
生産方式	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター ・洗淨機 ・製氷機 ・出荷用トラック ・予冷库 ・脱莢機（共同利用） ・動力噴霧器 ・管理機 <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・れんこん洗淨機の利用 ・れんこんの農閑期である4～7月にえだまめを導入する。 ・えだまめ脱莢機の利用 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業日誌の記帳 ・簿記記帳による経営管理 ・契約生産、販売 ・家族経営協定の締結 	
算 定 の 基 礎		
1. 品目	れんこん、えだまめ	6. 単位面積当たりの労働時間
2. 規模	れんこん 0.6ha えだまめ 0.2ha	れんこん 192.0時間/10a えだまめ 156.0時間/10a
3. 生産量	れんこん 12,000kg えだまめ 2,000kg	7. 総労働時間
4. 単価	れんこん 500円/kg えだまめ 700円/kg	2,088時間（本人1,000時間）
5. 所得率	れんこん 40% えだまめ 50%	8. 補助者、雇用の労働時間
		補助者 288時間 雇用者 800時間
		9. 1時間当たりの雇用労賃
		1,100円

【個別経営体】認定新規

営農類型	施設花き（ストック、ヒマワリ）
経営規模	施設 1,500 m ² 労働力 2人（主たる従事者1人、補助者1人）
所得及び労働時間	所得 283万円（ストック146万円、ヒマワリ137万円） 労働時間 1,800時間
生産方式	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス ・軽トラック ・動力噴霧器 ・暖房機 ・トラクター ・自動灌水装置 ・管理機 ・予冷库 ・作業場 <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性、消費動向を加味した品種の採用 ・温度調整等による管理、調整の省力化と品質管理 ・採花本数の増加
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等による経営管理 ・直売、高品質生産による単価の向上 ・簿記記帳 ・家族経営協定の締結
算 定 の 基 礎	
<p>1. 品目 ストック、ヒマワリ（施設面積1,500 m²）</p> <p>2. 規模 ストック 1,500 m² ヒマワリ 1,800 m²（一部年2作）</p> <p>3. 生産量 ストック 36,000本/10a ヒマワリ 38,000本/10a</p> <p>4. 単価 ストック 60円/本 ヒマワリ 50円/本</p>	<p>5. 所得率 ストック 45.0% ヒマワリ 40.0%</p> <p>6. 単位面積当たりの労働時間 ストック 800時間/10a ヒマワリ 650時間/10a</p> <p>7. 総労働時間 2,500時間（本人1,800時間）</p> <p>8. 補助者の労働時間 700時間</p>

【個別経営体】認定新規

営農類型	果樹（温州みかん、レモン等）	
経営規模	露地 80a 労働力 2人（主たる従事者1人、補助者1人）	
所得及び労働時間	所得 280万円 労働時間 1,600時間	
生産方式	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽トラック ・動力噴霧器 ・草刈機 <p><技術内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良品種への計画更新 ・品種構成の工夫による収穫期間の延長 ・省力的な栽培技術の導入 ・作業の効率化 ・栽培環境向上 ・コントラクター事業の導入 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営管理 ・観光果樹園方式の導入 ・直売・宅配等流通の改善 ・家族経営協定の締結 	
算 定 の 基 礎		
1. 品目 かんきつ （温州みかん、レモン等）	2. 規模 かんきつ 80a	6. 単位面積当たりの労働時間 247時間/10a
3. 生産量 かんきつ 13,400kg	4. 単価 かんきつ 344円/kg	7. 総労働時間 2,000時間（本人1,600時間）
5. 所得率 かんきつ 60.9%		8. 補助者の労働時間 400時間

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、安房農業事務所や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、安房農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組み

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、安房農業事務所や安房農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向け、就農準備から定着まで一貫して、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを行う。

さらに、本市が主体となり、安房農業事務所、農業委員会、安房農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着までのサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として育成するときは、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を必要に応じて講じる。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等、国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着や経営の発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

本市は、安房農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行うとともに、就農希望者の営農計画作成

に対する支援を行う。

また、就農希望者の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談等を支援する。

本市農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。

安房農業協同組合は、就農希望者の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与などの支援を行う。

安房農業事務所は、担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援等を行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業を担う者の確保のため、安房農業事務所、安房農業協同組合等の関係機関と連携して、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し共有するとともに、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。

さらに、円滑な経営の移譲を受けられるよう関係機関と連携して、必要な支援を行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市農業の持続的な発展を目指す上で、農業生産の基盤である農用地をいかに保全・確保していくかは、重要な施策課題のひとつである。

そのためにも、優良農地を集団的に保全するという方針の下に無秩序な土地利用を防止する一方で、意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手、すなわち効率的かつ安定的な農業経営を営む者に農用地の利用集積を進めていくことが必要となる。

目標年次におけるその利用集積の目標は、次に掲げるとおりとする。

区 分	農用地面積 (A) ha	利用集積の目標面積 (B) ha	目標シェア (B/A × 100) %
水田	1, 979	1, 269	64
畑	273	82	30
合計	2, 252	1, 351	60

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次はおおむね10年後とする。

注3) 現状（令和3年度末時点）の農用地利用集積の状況について、農用地面積は2,298ha（水田2,019ha、畑279ha）、利用集積面積は468ha（水田457ha、畑11ha）、担い手への農地利用集積率は20.4%（水田22.6%、畑3.9%）である。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、担い手への農地の利用集積が進んではいるが、経営農地が集約されているとは言えず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域では、農業就業人口の高齢化、担い手不足が深刻化しており、加えて有害鳥獣の被害による営農意欲の低下により、耕作放棄地が増加している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、本市、本市農業委員会、農地中間管理機構、安房農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じた地域の合意形成を図りながら、本市の平坦部においては、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

また、中山間地域や担い手不足の地域においては、地域全体で農用地の確保や有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経

営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用など省力栽培による保全等の取組を進めることとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 利用権設定等促進事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

③ 参加者

農業者、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を建設経済部農林水産課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、千葉県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件の全て）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確実に確保できる等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは第 7 条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」

という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 本市への確約書の提出や本市との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分及び株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意を得られていれば足りるものとする。

(9) 公 告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項

を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

- ⑤ 本市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等)の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主

的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が該当農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地

区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること。その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、安房農業事務所、農業委員会、安房農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、鴨川市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の2の(2)関係)

1 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間(又は残存期間)

- ① 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。

ただし利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、3年とすることが適当でないと思われる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。

- ② 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
- ③ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の残存期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

(2) 賃借の算定基準

- ① 農地については、農地法第52条第1項の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- ② 牧草放牧地については、その牧草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借の額に比準して算定し、近隣の賃借がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。
- ③ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- ④ 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記①から③までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。

(3) 借賃の支払方法

- ① 賃借は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
- ② ①の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- ③ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

(4) 有益費の償還

- ① 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設

定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

- ② 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増価格とする旨を定めるものとする。

2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

（1） 存続期間（又は残存期間）

1の（1）に同じ。

（2） 借賃の算定基準

① 混牧林地については、その混木林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

② 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

③ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の（2）の③と同じ。

（3） 借賃の支払い方法

1の（3）に同じ。

（4） 有益費の償還

1の（4）に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

（1） 存続期間

1の（1）に同じ。

（2） 損益の算定基準

① 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

② ①の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

(3) 損益の決済方法

1の(3)に同じ。この場合において1の(3)の中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。

(4) 有益費の償還

1の(4)に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

(1) 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

(2) 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

(3) 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。